

平成21年(行ウ)第49号 木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止請求事件

原告 小林 收 ほか91名

被告 愛知県知事 ほか1名

## 上 申 書

2012(平成24)年6月20日

名古屋地方裁判所 民事第9部 A2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 在 間 正 史

同 高 森 裕 司

同 濱 嶋 将 周

同 小 島 智 史

次回進行協議期日(6月26日 午後4時15分～)において、以下の提案を検討  
いただくよう、上申いたします。

### 記

#### 第1 上申の趣旨

証人尋問期日より前に、原告および被告から、裁判所に対し、本件の争点について説明する機会(原告側として30分程度)を設けてください。

なお、当該説明機会は、弁論期日における弁論でも、進行協議における説明その他正式な期日でない事実上の説明会でも構いません。

#### 第2 上申の理由

原告・被告双方の主張もほぼ出尽くし、証人尋問期日を迎えようとしている段階で、裁判所の構成が大きく変わりました。新たな構成の裁判所に、現時点で、本件の争点を明確に意識し、問題の所在を十分に把握していただいくことが、証人尋問をより意義あるものとするために大切だと考えます。

以 上